

## 大田区資源環境部環境政策課 LINE アカウント運用要領

令和6年4月23日付け6環計発第10085号環境清掃部長決定  
改正 令和6年9月2日付け6環計発第10538号環境清掃部長決定  
改正 令和7年2月25日付け6環計発第11235号環境清掃部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、大田区資源環境部環境政策課が運営するLINEアカウント(以下「当アカウント」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(運用管理)

第2条 当アカウントのアカウント名は「おおた環境ナビ」とし、アカウントIDは@627lipxlとする。

2 当アカウントによる運用管理及び情報配信については、資源環境部環境政策課が行う。

(サービスの内容)

第3条 当アカウントにより提供するサービスは、次に掲げるものとする。

- (1) 区の環境の保全に関する情報配信
- (2) 自動応答メッセージの配信
- (3) 区ホームページへの誘導
- (4) 資源環境部が実施する事業に係るWebコンテンツ等との連携
- (5) ともだち登録者を対象にした環境に関するアンケート
- (6) その他、環境政策課長が必要と認めるサービスの提供

(意思決定)

第4条 当アカウントからの利用者全体への情報発信等にあたっては、環境政策課長の決定を必要とする。ただし、緊急を要する場合は、発信する内容に応じ、この限りでない。

(メッセージ等への返答)

第5条 当アカウントの利用者から投稿されたメッセージ等に対し、原則として個別の回答を行わないものとする。

(個人情報)

第6条 個人情報(大田区個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「条例」という。)第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ)について、条例の規定に基づき、適切に取り扱うものとする。

2 当事者の意思によるものを除くほか、当アカウントを通じて個人情報を収集しない。

3 当アカウントを通じて得た個人情報を、みだりに利用したり、公表したりしない。

付 則

この要領は、決定の日から施行する。

付 則（令和6年9月2日付け6環計発第10538号環境清掃部長決定）

この要領は、決定の日から施行する。

付 則（令和7年2月25日付け6環計発第11235号環境清掃部長決定）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。